

建築物の計画等をする際の問い合わせ先一覧・チェックリスト

H31.04.01

目次

□1	用途地域など
□2	公道の幅員や境界について調査・確認する場合
□3	建築基準法上の道路
□4	細街路拡幅整備
□5	都市計画道路
□6	都市計画公園
□7	風致地区
□8	地区計画
□9	臨港地区・港湾隣接地域
□10	土地区画整理事業
□11	市街地再開発事業
□12	街並み再生地区
□13	地区まちづくりビジョン、ルール
□14	地域冷暖房施設
□15	航空法による高さ制限、航空障害標識
□16	電波伝搬障害（マイクロウェーブ）
□17	総理大臣官邸周辺の建築計画
□18	赤坂御用地及び高輪皇族邸周辺の建築計画
□19	埋蔵文化財・指定登録文化財
□20	鉄道・地下鉄・高速道路・古川に近接する建築計画等
□21	上水道・下水道
□22	建築確認、許可・認定
□23	開発許可
□24	建築計画等の事前周知
□25	東京都福祉のまちづくり条例
□26	駐車場の附置義務
□27	駐輪場の附置義務
□28	住宅等の附置義務
□29	ワンルームマンション等（単身者向け共同住宅）
□30	雨水流出の抑制
□31	排水計画
□32	高さ制限
□33	マンションの建替え
□34	高層住宅等の震災対策
□35	マンション・ホテル・雑居ビル等の防犯対策
□36	廃棄物の保管場所等の設置
□37	旅館・公衆浴場・興行場・プールの衛生管理
□38	省エネルギーの措置
□39	緑化
□40	低炭素化の促進
□41	国産木材活用
□42	広告塔・看板の設置
□43	景観(建築物・工作物・屋外広告物)
□44	工場・作業場の環境への配慮
□45	環境影響調査・ビル風対策
□46	換気・衛生
□47	半地下家屋・地下室の浸水対策
□48	樹木の伐採【港区みどりを守る条例】
□49	道路占用許可、沿道掘削申請、自費工事申請
□50	騒音・振動の規制
□51	建設リサイクル法
□52	解体工事について
□53	マンションエレベーター安全装置等設置助成事業
□54	がけ・擁壁改修工事支援事業
□55	耐震化の費用助成
□56	分譲マンション等耐震化支援事業
□57	雨水浸透施設設置助成
□58	地球温暖化対策助成制度
□59	住居表示
□60	電力会社への新設・撤去申込み
□61	認可保育園等の設置
□62	【お願い】町会・自治会に加入しましょう!!
巻末	各関係部署等問い合わせ先一覧

調査関連

*お問い合わせ先は巻末にあります。

□1 用途地域など

用途地域、防火・準防火地域、建ぺい率、容積率、高度地区、日影規制、特別用途地区、建築協定などについて

↳601 都市計画課都市計画係

□2 公道の幅員や境界について調査・確認する場合

公道の幅員や境界について

区道→505-③ 土木管理課土木管理係（道路幅員等の閲覧）

区道→505-② 土木管理課境界確定係（境界確認申出など）

都道→他-1 第一建設事務所管理課

国道1号又は国道15号→他-2 東京国道事務所品川出張所

国道246号→他-3 東京国道事務所代々木出張所

□3 建築基準法上の道路【建築基準法第42条】

建築基準法上の道路の種別について ※窓口でのみのご案内です。

↳605-3 建築課建築審査係

42条1項2号、4号、5号について

↳607-1 開発指導課開発指導係

42条2項道路（細街路）について→503-3 土木課事業推進係

□4 細街路拡幅整備【港区細街路拡幅整備要綱】

2項道路などの幅員4m未満の道路に接して建築を行う場合、確認申請前に細街路の拡幅整備について協議してください。

↳503-3 土木課事業推進係

□5 都市計画道路

★都市計画道路（未完成）の境界、区域について

補助7、9、10、12、14、165号線

↳601 都市計画課都市計画係

上記以外→都-1 東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

★事業の進捗状況について

補助7、9号線→503-1 土木課事業用地係

都道→他-1 第一建設事務所管理課

★都市計画道路内で建築の計画をする場合は、都市計画法53条の許可が必要です。→605-3 建築課建築審査係

□6 都市計画公園

★都市計画公園（未開設）の境界、区域について

芝公園、青山公園、明治公園、白金公園（自然教育園）

↳都-2 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

上記以外→601 都市計画課都市計画係

★事業の進捗状況について 三田台公園→503-1 土木課事業用地係

★都市計画公園内で建築の計画をする場合は、都市計画法53条の許可が必要です。→605-3 建築課建築審査係

□7 風致地区【東京都風致地区条例、港区風致地区条例】

★風致地区の境界について

芝地区→601 都市計画課都市計画係

上記以外→都-2 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課

★風致地区内で建築物の建築、土地の形質変更、木竹の伐採等をする場合は、許可が必要です。→607-3 開発指導課景観指導係

□8 地区計画
地区整備計画等の区域内で建築の計画をする場合は、行為の届出が必要です。→ 601 都市計画課都市計画係
□9 臨港地区・港湾隣接地域
臨港地区・港湾隣接地域内で建築の計画をする場合は、建築計画について協議してください。→ 都-6 東京都港湾局港湾経営部経営課
□10 土地区画整理事業
土地区画整理事業の区域内での建築行為や土地の形質の変更等をする場合は、土地区画整理法 76 条の許可が必要です。 確認申請が必要な場合→ 605-3 建築課建築審査係 確認申請が不要な場合→ 607-1 開発指導課開発指導係
□11 市街地再開発事業
市街地再開発事業を目標に活動している地区を確認し、地区内で建築等の計画をする場合は、協議してください。 ↳ 608 開発指導課再開発担当
□12 街並み再生地区【東京のしゃれた街並みづくり推進条例】
街並み再生地区内（環状第二号線沿道新橋地区、虎ノ門駅南地区）で建築等の計画をする場合は、協議してください。 ↳ 607-4 開発指導課都市再生担当
地区まちづくりビジョン、ルール □13 【港区まちづくり条例】
港区まちづくり条例にもとづく地区まちづくりビジョン・地区まちづくりルール(六本木三丁目東地区、白金高輪東地区)の区域・内容について。 ★まちづくりビジョンについて ↳ 麻-1、赤-1、高-1 麻布・赤坂・高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ★まちづくりルールについて → 607-2 開発指導課街づくり調整担当
□14 地域冷暖房施設【環境確保条例】
地域冷暖房供給区域内での建築等の計画をする場合は、地域冷暖房施設の導入について協議してください。 ↳ 都-4 東京都地球環境エネルギー部環境都市づくり課
□15 航空法による高さ制限、航空障害標識【航空法】
★高さ制限【航空法第 49 条、56 条の 3】 東京国際空港に係るもの ↳ 他-4-1 東京航空局東京空港事務所業務課 公共用ヘリポートに係るもの→ 他-4-2 東京航空局空港部管理課 ★航空障害標識【航空法第 51 条、51 条の 2】 ↳ 5 他-5 東京航空局保安部航空灯火・電気技術課
□16 電波伝搬障害（マイクロウェーブ）【電波法】
電波伝搬障害防止区域内で高さ 31m を超える建築物又は工作物を新設する場合は、届出を行い、確認申請時に通知文を添付してください。 ↳ 他-6 関東総合通信局無線通信部陸上第一課
□17 総理大臣官邸周辺の建築計画
総理大臣官邸周辺からおおむね 250m の範囲内の全ての建築計画又はおおむね 500m の範囲内で高さが 50m を超える建築計画をする場合は、協議してください。→ 他-7 総理大臣官邸事務所宮繕担当

□18 赤坂御用地及び高輪皇族邸周辺の建築計画
赤坂御用地及び高輪皇族邸周辺からおおむね 300m の範囲内における全ての建築計画及びおおむね 300m の範囲外で高さが 60m を超える建築計画をする場合は、協議してください。 ↳ 他-8 宮内庁管理部管理課
埋蔵文化財・指定登録文化財
□19 (遺跡・史跡・名勝・天然記念物・建造物等) 【文化財保護法・東京都文化財保護条例・港区文化財保護条例】
埋蔵文化財包蔵地に指定された地域内で建築等を行う場合は、着工の 60 日前までに届出が必要です。未指定地域についても試掘・確認調査の実施を指導する場合があります。またその他の指定文化財に該当する場合は、原則として現状を変更することはできません。指定文化財周辺で建築等を行う場合は、工事による振動や建設後のビル風により指定文化財に及ぼす影響について協議してください。 ↳ 教-1 図書文化財課文化財係
鉄道線路・地下鉄・首都高速道路・古川に □20 近接する建築計画等
★JR線・地下鉄・古川に近接する敷地において建築の計画をする場合は、建築計画や施工計画について事前に協議してください。 JR線→ 他-9 新橋保線技術センター、品川保線技術センター 東京メトロ→ 他-10 東京地下鉄(株)工務部土木課 都営地下鉄→ 都-7 東京都交通局建設工務部保線課 ゆりかもめ→ 他-19 (株)ゆりかもめ技術部施設課 首都高速道路→ 他-11 首都高速道路(株)東京西局 古川に近接 ↳ 芝-1、麻-1、高-1 芝・麻布・高輪地区総合支所まちづくり課まちづくり係 ↳ 他-1 第一建設事務所管理課 ★都市高速鉄道(地下鉄)の区域内に建築の計画をする場合は、都市計画法 53 条の許可が必要です。→ 605-3 建築課建築審査係
□21 上水道・下水道
公道における上水道・下水道の埋設位置、状況について 上水道(台場地区以外)→ 他-12 港給水管工事事務所 上水道(台場地区)→ 他-13 江東給水管工事事務所 下水道→ 都-8 東京都下水道局施設管理部管路管理課

計画関連

* お問い合わせ先は巻末にあります。

□22 建築確認、許可・認定【建築基準法・東京都建築安全条例】

★建築確認等について

建築計画概要書の閲覧、記載事項証明

↳605-1 建築課建築事務係

建築の許可又は認定→605-2 建築課建築企画担当

建築確認（意匠）→605-3 建築課建築審査係

建築確認（構造）→605-4 建築課構造係

建築確認（設備）→605-6 建築課建築設備担当

★延べ面積 1 万㎡を超える場合など

↳都-3 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

□23 開発許可【都市計画法 29 条】

開発区域の面積が 500 ㎡以上のもので建築物の建築又は特定工作物の建設等を目的として、土地の区画形質の変更（切土、盛土、道路の指定・廃止など）をする場合は、許可が必要です。

↳607-1 開発指導課開発指導係

□24 建築計画等の事前周知【港区中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例】

高さが 10m を超える建築物（第一種低層住居専用地域内は別途基準あり）、単身者向け共同住宅、パチンコ屋又はコースター・観覧車等の遊戯施設の計画をする場合は、標識（お知らせ看板）を設置し、説明会により隣接関係住民に計画の周知を図り、報告書を提出してください。→605-8 建築課建築紛争調整担当

□25 福祉のまちづくり【東京都福祉のまちづくり条例】

特定都市施設で一定規模以上の建築物の新設又は改修する場合は、工事着手の 1 か月前までに届出を提出してください。

↳605-3 建築課建築審査係

駐車場の附置義務【①東京都駐車場条例】

□26 【②港区低炭素まちづくり計画の駐車機能集約区域内における建築物の駐車施設の附置等に関する条例】

①商業地域内で 1,500 ㎡を超える事務所・店舗等又は 2,000 ㎡を超える共同住宅等、他の地域内で 2,000 ㎡を超える事務所・店舗等の建築の計画をする場合は、駐車場を設置する必要があります。機械式駐車場を設置する際に認定が必要です。

↳605-3 建築課建築審査係

②環状 2 号線周辺地区及び品川駅北周辺地区において、駐車場地域ルールを適用する場合は認定が必要です。

低炭素化に資する取組・認定について

↳504 地域交通課交通対策係

その他、地域ルールに関する事項

↳他-20（※未定のため→504 地域交通課交通対策係へ）

環状 2 号線周辺地区 / 品川駅北周辺地区 駐車場地域ルール運用組織

□27 駐輪場の附置義務【港区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例】

物販店舗、飲食店、銀行その他の金融機関、パチンコ店、ゲームセンターなどの集客施設の建築の計画をする場合は、確認申請前に自転車等駐車場附置の協議を行い、自転車等駐車場設置届を提出してください。→504 地域交通課交通対策係

住宅等の附置義務

□28

【港区開発事業に係る定住促進指導要綱】

敷地面積 500 ㎡以上又は延べ面積 3,000 ㎡以上の建築の計画をする場合は、住宅や生活に便利な施設を設置し、協議書を提出してください。→602-1 住宅課住宅支援係

ワンルームマンション等（単身者向け共同住宅）

□29

【港区単身者向け共同住宅等の建築及び管理に関する条例】

単身者向け共同住宅等（専用面積 37 ㎡未満の住戸が 7 戸以上ある共同住宅等）の建築の計画をする場合は、建築及び管理に関する事項（駐車施設・駐輪施設・家族向け住戸の設置及び管理人の配置等）について計画書を提出してください。→602-1 住宅課住宅支援係

※単身者向け長屋を対象（H31.10 施行）

□30 雨水流出の抑制【港区雨水流出抑制施設設置指導要綱】

250 ㎡以上の敷地に対して行う個人・民間企業等の事業又は公共的な事業を実施する場合は、雨水流出抑制施設の設置について事前協議を行い、雨水流出抑制施設計画書を提出してください。

↳503-2 土木課土木計画係

□31 排水計画

排水量 50 ㎡/日以上、敷地面積 1,000 ㎡以上又は延べ面積 3,000 ㎡以上の建築の計画をする場合は、計画汚水量の検討について協議してください。

台場地区以外→他-14 東京都下水道局中部下水道事務所

台場地区→他-16 東京都下水道局東部第一下水道事務所

□32 高さ制限【建築基準法 58 条・東京都市計画高度地区】

建築の計画をする場合、高度地区について緩和を受けるには、許可又は認定が必要です。→601 都市計画課都市計画係

マンションの建替え

□33

【港区マンション建替法容積率許可要綱】

マンションの建替え時に容積率の緩和を受けるには許可が必要です。

★延べ面積 1 万㎡以下の容積率の許可、要除却認定について

↳602-2 住宅課マンション建替え支援担当

★延べ面積 1 万㎡を超える容積率の許可について

↳都-3 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課

高層住宅等の震災対策

□34

【港区高層住宅等の震災対策の促進に関する要綱】

地階を除く階数が 6 以上で、住宅の用途に供する部分の戸数が 50 戸以上、かつ、延べ面積が 3,000 ㎡以上の建築の計画をする場合は、震災対策について協議書を提出してください。

↳501 防災危機管理室防災課地域防災支援係

マンション・ホテル・雑居ビル等の防犯対策

□35

【安全で安心できる港区にする条例】

共同住宅（住戸が 7 戸以上）・ホテル・雑居ビル（階数 3 以上で延べ面積 100 ㎡を超え、2 以上の店舗が入居するもの）の建築の計画をする場合は、防犯対策について警察署と協議の上、協議書を提出してください。

↳502 防災危機管理室防災課生活安全推進担当

<p>□36 廃棄物の保管場所等の設置</p> <p>【港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例】</p> <p>延べ面積 1,000 m²以上の建築物や単身者向け共同住宅の建築の計画をする場合は、廃棄物の保管場所等の位置・面積・構造・設備について設置届を提出してください。→清-1 みなとリサイクル清掃事務所</p>
<p>□37 旅館・公衆浴場・興行場・プールの衛生管理</p> <p>【旅館業法・公衆浴場法・興行場法・プールの衛生管理に関する条例】</p> <p>旅館・公衆浴場・興行場・プールの建築の計画をする場合は、許可が必要。→保-2 みなと保健所生活衛生課環境衛生指導係</p>
<p>□38 省エネルギーの措置</p> <p>【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律】</p> <p>延べ面積 300 m²以上の新築・増改築工事（適合性判定の対象は除く。）を行う際は、工事着手の 21 日前までに届出が必要です。非住宅用途で延べ面積 2,000 m²以上の新築・増改築工事を行う際は、建築確認を行う際に省エネ性能の適合性判定が必要になります。</p> <p>↳605-6 建築課建築設備担当</p> <p>★延べ面積 1 万m²を超える新築・増改築</p> <p>↳都-3 東京都都市整備局市街地建築部建築指導課</p>
<p>□39 緑化【港区みどりを守る条例】</p> <p>敷地面積 250 m²以上の建築の計画をする場合は、緑化について計画書を提出してください。→801-1 環境課緑化推進担当</p>
<p>□40 低炭素化の促進</p> <p>【港区民間建築物低炭素化促進指導要綱・東京都環境確保条例】</p> <p>延べ面積 5,000 m²超であって、非住宅用途の延べ面積が 2,000 m²以上の建築物を計画する場合は、省エネやヒートアイランド対策について、区と協議してください。→802-2 環境課地球温暖化対策担当</p> <p>↳都-4 東京都環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課</p>
<p>□41 国産木材活用</p> <p>【みなとモデル二酸化炭素固定認証制度実施要綱】</p> <p>延べ床面積 5,000 m²以上の建築物（5,000 m²未満でも相談可）を計画する場合は、国産木材の活用について、確認申請前に協議してください。→802-2 環境課地球温暖化対策担当</p>
<p>□42 広告塔・看板の設置【東京都屋外広告物条例】</p> <p>屋外広告物・看板等を設置する場合は、屋外広告物条例の許可や道路占用許可が必要です。</p> <p>↳各地区総合支所まちづくり課 まちづくり係（占用担当）</p>
<p>□43 景観(建築物・工作物・屋外広告物)【港区景観条例】</p> <p>建築物、工作物の新築等や外観を変更する修繕等を行う場合、開発行為等を行う場合、屋外広告物の表示を行う場合は、景観の事前協議書、行為の届出書などの提出が必要です。※確認申請の有無や、計画の規模によらず、届出対象について確認してください。</p> <p>↳607-3 開発指導課景観指導係</p>
<p>□44 工場・作業場の環境への配慮</p> <p>【東京都都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】</p> <p>工場・指定作業場（印刷工場、駐車場等）を設置する場合は、申請や届出が必要です。</p> <p>↳801-2 環境課環境指導・環境アセスメント担当</p>

<p>□45 環境影響調査・ビル風対策【東京都環境影響評価条例、港区環境影響調査実施要綱、港区ビル風対策要綱】</p> <p>延べ面積 5 万m²以上の建築の計画をする場合は、建物の位置や形状による周辺への環境影響調査が必要です。また、風環境予測や防風植栽の維持管理について、報告してください。</p> <p>↳801-2 環境課環境指導・環境アセスメント担当</p> <p>↳都-5 東京都環境局総務部環境政策課</p>
<p>□46 換気・衛生【①建築物における衛生的環境の確保に関する法律・②建築物環境衛生管理要綱】</p> <p>①事務所・店舗・旅館・学校等の特定用途で、延べ面積 3,000 m²以上の建築物の計画をする場合は、建築設備等について事前に協議し、竣工後に届出が必要です。</p> <p>②上記以外で、延べ面積 500 m²以上か、飲食店・雨水ます等を設置する施設は、換気・衛生等の設備について協議してください。</p> <p>①、②→保-1 みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係</p>
<p>□47 半地下家屋・地下室の浸水対策</p> <p>【東京都下水道条例施行規程】</p> <p>半地下家屋・地下室を有する建築物の計画をする場合は、ポンプ施設の設置が必要な場合があるため、確認申請前に確認してください。</p> <p>台場地区以外→他-15 東京都下水道局中部下水道事務所 台場地区→他-17 東京都下水道局東部第一下水道事務所</p> <p>※浸水対策については、東京都下水道局のホームページをご確認ください。</p>

工事関連

<p>□48 樹木の伐採【港区みどりを守る条例】</p> <p>地上高 1.2mの幹の周長が 1.0m 以上の樹木、面積が 100 m²以上の一群の樹林、長さが 20m以上の生け垣を伐採する場合は、事前に「伐採届」を提出してください。→801-1 環境課緑化推進担当</p>
<p>□49 道路占用許可、沿道掘削申請、自費工事申請</p> <p>【道路法第 32 条、第 44 条、第 24 条】</p> <p>建築工事や解体工事において、道路上の足場や仮囲いの設置は道路占用許可と、沿道掘削及び自費工事がある場合は申請が必要です。</p> <p>区道(道路法 32 条)</p> <p>↳各地区総合支所まちづくり課 まちづくり係（占用担当）</p> <p>区道(道路法 24、44 条)</p> <p>↳各地区総合支所まちづくり課 まちづくり係（掘削担当）</p> <p>都道→他-1 第一建設事務所 国道 1 号(桜田通り),国道 15 号(第 1 京浜)</p> <p>↳他-2 東京国道事務所品川出張所 国道 246 号(青山通り)→他-3 東京国道事務所代々木出張所</p>
<p>□50 騒音・振動の規制【騒音規制法・振動規制法】</p> <p>騒音、振動を伴う工事（特定建設作業に該当するもの）をする場合又は特定施設（出力 7.5kw 以上の送風機等）を設置する場合は届出を提出してください。</p> <p>↳801-2 環境課環境指導・環境アセスメント担当</p>

建設リサイクル法
<p>□51 【建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律】</p> <p>特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材）を使用し又は発生する以下の建設工事について、着工の7日前までに分別解体等の届出を提出してください。</p> <p>↳605-8 建築課建築紛争調整担当</p> <p>①床面積 500 m²以上の新築・増築又は床面積 80 m²以上の解体 ②請負代金（税込）1 億円以上の修繕・模様替（リフォーム等） ③請負代金（税込）500 万円以上の土木工事等</p> <p>★再資源化等については→都-9 東京都環境局廃棄物対策部</p>
解体工事について
<p>□52 【港区建築物の解体工事等の事前周知等に関する要綱】</p> <p>建築物の解体工事や石綿除去等工事にあたり、事前に工事施工者が石綿使用の有無の調査を行い、その結果を区に報告することや、工事発注者等が工事の内容を近隣の住民へ周知しその結果等を報告してください。</p> <p>石綿等に関すること→801-2 環境課環境指導・環境アセスメント担当 事前周知等に関すること→605-8 建築課建築紛争調整担当 ねずみ等防除に関すること→保-1 みなと保健所生活衛生課生活衛生相談係</p>

助成関連

マンションエレベーター安全装置等設置助成事業
<p>□53 【港区マンションエレベーター安全装置等設置助成事業実施要綱】</p> <p>区内のマンションに設けられているエレベーターに安全装置等（戸開走行保護装置、地震時管制運転装置、耐震対策）を設置するための改修工事費用を助成します。エレベーター改修工事費用の2分の1を上限として、各種安全装置ごとに助成上限額、最大助成率が設定されています。→605-6 建築課建築設備担当</p>
がけ・擁壁改修工事支援事業
<p>□54 【港区がけ・擁壁改修工事支援事業実施要綱】</p> <p>区内の個人及びマンション等管理組合、中小企業が所有する敷地内のがけ・擁壁の整備に必要な改修工事費用の一部を助成します。</p> <p>↳605-4 建築課構造係</p>
耐震化の費用助成
<p>□55 【港区民間建築物耐震化促進事業実施要綱】</p> <p>【港区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業実施要綱】</p> <p>区内にある旧耐震の個人住宅、分譲マンション、緊急輸送道路沿道建築物等を対象に、建替え又は除却を行った場合に要した費用の一部を助成します。併せて、耐震診断、補強設計、改修工事の費用助成なども行っています。→605-5 建築課耐震化推進担当</p>
分譲マンション等耐震化支援事業
<p>□56 【港区分譲マンション等耐震化支援要綱】</p> <p>区内にある旧耐震マンションの耐震化を円滑に進めるために、管理組合などに対し、耐震アドバイザーを無料で派遣します。</p> <p>↳605-5 建築課耐震化推進担当</p> <p>また、建替えや耐震改修について話し合いをする場合、管理組合などに対し、コンサルタントを無料で派遣し、建替えや耐震改修の検討をするため計画案などを作成する場合、費用の一部を助成します。</p> <p>↳602-1 住宅課住宅支援係</p>

雨水浸透施設設置助成 【港区雨水浸透施設設置助成要綱】
<p>個人が所有する住宅等に設置する「浸透ます」と「浸透管(浸透トレンチ)」の設置に要した費用の一部を助成します（敷地面積 500 m²以上の新築に設置する場合は除く。）。→503-2 土木課土木計画係</p>
地球温暖化対策助成制度
<p>□58 【港区創エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成要綱 等】</p> <p>太陽光発電システム、家庭用燃料電池システム(エネファーム)、管理組合等向け LED 照明、高反射率塗料等、電気自動車等用充電設備（普通・急速）等の設置に対する助成を行っています。</p> <p>↳802-1 環境課地球環境係</p>

その他

住居表示 【港区住居表示に関する条例】
<p>建築物等の新築、改築に際して、建物の外観が分かる段階になりましたら、「建物その他の工作物新築届」を提出してください。</p> <p>↳芝-2 芝地区総合支所区民課窓口調整係</p>
電力会社への新設・撤去申込み
<p>建物を新築又は解体する場合は、電気設備の新設・撤去の申込みをしてください。→他-18 東京電力カスタマーセンター</p>
認可保育園等の設置
<p>待機児童解消に向け大規模なマンションやオフィスビル等を建築する際には、認可保育園等の設置について協議してください。</p> <p>→705 子ども家庭課保育・児童施設計画担当</p>
【お願い】 町会・自治会に加入しましょう!!
<p>□62 (加入のための事前調整)</p> <p>建物に入居予定の方々が地域の一員として町会・自治会に加入されるよう、工事着手前に、各地区総合支所を通じて町会・自治会にご連絡ください。</p> <p>↳各地区総合支所協働推進課協働推進係</p> <p>【芝地区】 芝公園 1-5-25 TEL3578-3121 【麻布地区】 六本木 5-16-45 TEL5114-8802 【赤坂地区】 赤坂 4-18-13 TEL5413-7272 【高輪地区】 高輪 1-16-25 TEL5421-7621 【芝浦港南地区】 芝浦 1-16-1 TEL6400-0031</p>

港区役所(代)03-3578-2111 〒105-8511 港区芝公園1-5-25

芝地区総合支所 芝公園 1-5-25 (代)03-3578-3111 / 麻布地区総合支所 六本木 5-16-45 (代)03-3583-4151 / 赤坂地区総合支所 赤坂 4-18-13

(代)03-5413-7011 / 高輪地区総合支所 高輪 1-16-25 (代)03-5421-7611 / 芝浦港南地区総合支所 芝浦 1-16-1 (代)03-3456-4151

整理番号	所管部署	電話番号	所管項目
501	防災課 地域防災支援係 5階 501	内線 2511、2518	34
502	防災課 生活安全推進担当 5階 502	内線 2270~2272	35
503-1	土木課 事業用地係 5階 503-1	内線 2336	5,6
503-2	土木課 土木計画係 5階 503-2	内線 2243	30, 57
503-3	土木課 事業推進係 5階 503-3	内線 2319	3, 4
504	地域交通課 交通対策係 5階 504	内線 2262~2264	27, 29
505-③	土木管理課 土木管理係 5階 505	内線 2251~2257 (2255 除く)	2
505-②	土木管理課 境界確定係 5階 505	内線 2258~2261	2
601	都市計画課 都市計画係 6階 601	内線 2237、2214~2216	1, 5, 6, 7, 8, 32
602-1	住宅課 住宅支援係 6階 602	内線 2223、2224、2346	28, 29, 56
602-2	住宅課 マンション建替え支援担当 6階 602	内線 2332	33
605-1	建築課 建築事務係 6階 605-①	内線 2281~2283	22
605-2	建築課 建築企画担当 6階 605-②	内線 2286、2287	22
605-3	建築課 建築審査係 6階 605-③	内線 2291、2292	3,5,6,10,20,22,25,26
605-4	建築課 構造係 6階 605-④	内線 2296、2297	22,54
605-5	建築課 耐震化推進担当 6階 605-⑤	内線 2844~2845、2866	55,56
605-6	建築課 建築設備担当 6階 605-⑥	内線 2300、2301	22, 38, 53
605-8	建築課 建築紛争調整担当 6階 605-⑧	内線 2310~2312	24, 51, 52
607-1	開発指導課 開発指導係 6階 607	内線 2226、2228	3,10, 23
607-2	開発指導課 街づくり調整担当 6階 607	内線 2225	13
607-3	開発指導課 景観指導係 6階 607	内線 2227、2232	7, 43
607-4	開発指導課 都市再生担当 6階 607	内線 2481、2484	12
608	開発指導課 再開発担当 6階 608	内線 2245~2248、2333	11
705	子ども家庭課 保育・児童施設計画担当 7階 705	内線 2679	61
801-1	環境課 緑化推進担当 8階 801	内線 2330、2331	39, 48
801-2	環境課 環境指導・環境アセスメント担当 8階 801	内線 2490~2492	44, 45, 50, 52
802-1	環境課 地球環境係 8階 802	内線 2496~2498	58
802-2	環境課 地球温暖化対策担当 8階 802	内線 2474、2477	40,41
芝-1	芝地区総合支所まちづくり課 まちづくり係 1階	内線 3104	13, 20, 42, 49
芝-2	芝地区総合支所区民課 窓口調整係 1階	内線 3151、3152	59
麻-1	麻布地区総合支所まちづくり課 まちづくり係 1階	03-5114-8815	13, 20, 42, 49
赤-1	赤坂地区総合支所まちづくり課 まちづくり係 2階	03-5413-7038	42, 49
高-1	高輪地区総合支所まちづくり課 まちづくり係 4階	03-5421-7664	13, 20, 42, 49
芝港-1	芝浦港南地区総合支所まちづくり課 まちづくり係 1階	03-6400-0017	42, 49
教-1	図書文化財課 文化財係 港区白金台 4-6-2 (ゆかしの杜 6階)	03-6450-2869	19
保-1	みなと保健所 生活衛生課 生活衛生相談係 港区三田 1-4-10	03-6400-0043	46, 52
保-2	みなと保健所 生活衛生課 環境衛生指導係 港区三田 1-4-10	03-6400-0042	37
清-1	みなとサイクル清掃事務所 作業係 廃棄物保管場所担当 港区港南 3-9-59	03-3450-8025	36
都-1	東京都都市整備局 都市づくり政策部 都市計画課 12階	03-5388-3213	5
都-2	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 12階	03-5388-3315	6, 7
都-3	東京都都市整備局 市街地建築部 建築指導課 3階	03-5388-3372	22, 33, 38
都-4	東京都環境局 地球環境工ネルギー部 環境都市づくり課 16階	03-5388-3488	14, 40
都-5	東京都環境局 総務部 環境政策課 環境アセスメント係 23階	03-5388-3406	45
都-6	東京都港湾局 港湾経営部 経営課 指導係 8階	03-5320-5551	9
都-7	東京都交通局 建設工務部 保線課 24階	03-5320-6146	20
都-8	東京都下水道局 施設管理部 管路管理課 施設情報管理係 29階	03-5320-6618	21
都-9	東京都環境局 廃棄物対策部 産業廃棄物対策課 22階	03-5388-3446	51
他-1	東京都建設局第一建設事務所 管理課 中央区明石町 2-4	03-3542-1473	2, 5, 20, 49
他-2	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 品川出張所 品川区八潮 1-1-3	03-3799-6315	2, 49
他-3	国土交通省関東地方整備局 東京国道事務所 代々木出張所 渋谷区代々木 4-30-8	03-3374-9451	2, 49
他-4-1	国土交通省東京航空局 東京空港事務所 業務課 大田区羽田空港 3-3-1	03-5757-3002	15
他-4-2	国土交通省東京航空局 空港部管理課 千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9317	15
他-5	国土交通省東京航空局 保安部航空灯火・電気技術課 千代田区九段南 1-1-15	03-5275-9296	15
他-6	総務省関東総合通信局 無線通信部陸上第一課 電波伝搬障害担当 千代田区九段南 1-2-1	03-6238-1763	16
他-7	総務大臣官邸事務所 営繕担当 千代田区永田町 2-3-1	03-3581-0101 (内線 3362)	17
他-8	宮内庁 管理部管理課 管財第一係	03-3213-1111 (内線 3481)	18
他-9	JR 新橋保線技術センター(03-5289-3061)、JR 品川保線技術センター(03-3443-2689)	左記	20
他-10	東京地下鉄(株) 工務部土木課 台東区東上野 3-19-6	03-3837-7093	20
他-11	首都高速道路(株)東京西局	03-3264-8201	20
他-12	港給水管工事事務所(水道局港営業所 2階) 港区三田 1-3-27	03-3452-8531	21
他-13	江東給水管工事事務所(東部第一支所) 江東区新砂 1-7-2	03-3640-4147	21
他-14	東京都下水道局中部下水道事務所 管路施設係 千代田区大手町 2-6-2 2階	03-3270-8325	31
他-15	東京都下水道局中部下水道事務所 排水設備係 千代田区大手町 2-6-2 2階	03-3270-8320	47
他-16	東京都下水道局東部第一下水道事務所 渉外調整担当 江東区東陽 7-1-14	03-3645-9167	31
他-17	東京都下水道局東部第一下水道事務所 排水設備係 江東区東陽 7-1-14	03-3645-9647	47
他-18	東京電力(株) カスタマーセンター(台場以外: 0120-995-005 台場: 0120-995-001)	左記	60
他-19	(株)ゆりかもめ 技術部施設課 江東区有明 3-13-1	03-3529-7783	20
他-20	環状2号線周辺地区 / 品川駅北周辺地区 駐車場地域ルール運用組織	未定 (※504 地域交通課へ)	28